

和歌山県ふるさと納税型クラウドファンディング事業実施要領

(通則)

第1条 この要領は、和歌山県ふるさと納税型クラウドファンディング奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ふるさと納税を活用したクラウドファンディングにより、公益財団法人わかやま産業振興財団において実施する「わかやま地域課題解決型起業支援補助金」の採択者のさらなる資金調達を支援することを目的とする。

(事業実施主体)

第3条 奨励金の支給対象者は、公益財団法人わかやま産業振興財団において実施する「わかやま地域課題解決型起業支援補助金」の採択者のうち希望する者（以下「プロジェクト実行者」という。）とする。

(対象事業)

第4条 奨励金の支給対象となる事業は、プロジェクト実行者が実施する事業で、知事が適當と認める事業とする。

2 前項の事業は、「わかやま地域課題解決型起業支援補助金」の一つの採択事業につき、一つまでとする。

(事業実施計画書等の提出)

第5条 第4条に定める対象事業を実施しようとするプロジェクト実行者は事業申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(事業の認定)

第6条 知事は、事業実施計画書等の提出があったときは、その内容を審査し適當と認められた場合は、支援対象事業プロジェクトとして認定し、プロジェクト実行者に通知するものとする。

(寄付金の募集)

第7条 知事は、前条で認定した事業をクラウドファンディングサイトに掲載し、ふるさと納税として寄附金を募集するものとする。

(計画変更の承認)

第8条 プロジェクト実行者は、事業実施計画書の内容を変更する場合は計画変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、軽微な内容の変更の場合を除く。

(認定の辞退)

第9条 第7条の認定を辞退しようとするプロジェクト実行者は、認定辞退届（様式第3号）により知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 知事は、プロジェクト実行者が以下の各号に該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (2) 前条の規定により認定の辞退の届け出があったとき。
- (3) 事業プロジェクトを中止または廃止し、再開の見込みがないとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、認定を取り消すべき重大な事由が発生したとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときはその旨を通知するものとする。

(支給額)

第11条 知事は、予算の範囲内において、対象事業に対して集まった寄附金の額から手数料（寄附金の額に17%を上限として乗じて得た金額に、消費税および地方消費税の額を加算した金額。）を除いた額を上限に、プロジェクト実行者に奨励金を支給する。ただし、各プロジェクト実行者が定める目標額（以下「寄附目標額」という。）を達成した場合のみ支給するものとする。

2 目標額の下限は、30万円とする。

(支給の申請)

第12条 プロジェクト実行者は、寄附目標額を達成したときは、ふるさと納税の募集が終了した日の翌日から起算して1か月以内に、奨励金支給申請書（様式第4号）により知事に申請するものとする。

(奨励金の支給の決定)

第13条 知事は、前条の支給の申請があったときは、奨励金の支給または不支給の決定をして、支給決定通知書（様式第5号）または不支給決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の支給)

第14条 知事は、前条の奨励金の支給の決定を行ったときは、速やかに奨励金を支給するものとする。ただし、全ての事業プロジェクトに対する支給総額が当初予算額を超えた場合は、その限りでない。

(事業実績の報告)

第15条 プロジェクト実行者は、事業プロジェクトが完了したときは、事業が完了した日から起算して1か月以内に事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出するものとする。

(奨励金の返還)

第16条 知事は、奨励金の支給を受けたプロジェクト実行者が、偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認めるときは、支給決定取消・返還通知書（様式第8号）により支給決定を取り消し、支給額全額を返還させるものとする。

附 則 この要領は、令和2年2月25日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。